

一般社団法人兵庫県薬剤師会 認定学校薬剤師制度 実施要領

〈 主旨 〉 学校保健安全法において、大学以外の学校には学校薬剤師の設置が義務付けられており、学校薬剤師は学校における保健管理に関する専門的事項に関して技術および指導に従事する事となっております。また、認定こども園に対しても同法が準用されています。

本会において、環境衛生検査の実施だけでなく、OTC 濫用防止等の社会課題に対応することも大切です。学校薬剤師として、更なる職能向上とスキルアップに努め、学校薬剤師業務の充実発展を図ることを目的とし、「認定学校薬剤師制度」を実施します。

1. 対象の研修

認定の対象となる研修は次のとおりとし、「2.」の内容を満たすものでなければならない。

各研修会終了後、兵庫県薬剤師会は「修了証」を発行する。

(1) 必須研修

- i .薬物濫用防止等の社会課題に対応した研修会（年 2 回）

(2) 選択研修

兵庫県薬剤師会が開催する兵庫県薬剤師会学校薬剤師部が認めた以下の研修会等

- i .兵庫県薬剤師会学校薬剤師部が開催する研修会
（兵庫県薬剤師会学校薬剤師大会内の研修会を含む）
- ii .自殺ハイリスク者に関する研修会
- iii .スポーツファーマシストに関する研修会
- iv .災害に関する研修会

2. 研修の内容

認定を受ける薬剤師が、環境衛生検査・公衆衛生（薬物濫用防止等）・保健指導等に関する業務を遂行するために必要なものとする。

3. 新規認定および更新の条件

- (1) 新規として認定学校薬剤師に登録するためには、兵庫県薬剤師会に所属しており、1 年間で「必須研修」を 1 回以上受講、「選択研修」を 2 回以上受講すること。
- (2) 認定期間は認定日より 3 年間とし、その後 3 年毎に更新をしなければ、この期間の経過によってその効力を失う。
- (3) 更新をするためには、兵庫県薬剤師会に所属しており、認定期間内に「必須研修」を 3 回以上受講、「選択研修」を 6 回以上受講すること。
- (4) 条件を満たさず更新できない場合、認定期間中の受講歴は新規申請の対象外とする。

- (5) 認定日は4月1日とする。
- (6) 認定および更新にあたって定められた研修を、兵庫県薬剤師会が認める理由により受講できなかった場合は、兵庫県薬剤師会が認める方法により受講とみなす。

4. 新規認定および更新の手続

- (1) 「3.の(1)または(3)」の条件を満たしたものは、兵庫県薬剤師会に対し、「認定学校薬剤師 新規・更新 申請書」および「修了証」を提出すること。
- (2) 新規および更新に必要な研修の受講状況については「修了証」をもとに各自で管理すること。
- (3) 「修了証」の再発行は行わないため各自で管理すること。
- (4) 兵庫県薬剤師会は「認定学校薬剤師 新規・更新 申請書」および「修了証」の内容を審査のうえ、「認定学校薬剤師証（新規・更新）」を交付する。
- (5) 新規および更新手続の申請期間は毎年3月1日～3月31日とする。

5. 認定学校薬剤師証の再交付手続

- (1) 兵庫県薬剤師会は認定学校薬剤師が、「認定学校薬剤師証」を紛失した場合、または氏名の変更があった場合、再交付することができる。
- (2) 前項の申請を行う場合、兵庫県薬剤師会に対し、「認定学校薬剤師証 再交付申請書」を提出すること。
- (3) 兵庫県薬剤師会は「認定学校薬剤師証 再交付申請書」により再交付する。

6. 手数料

- (1) 手数料は次のとおりとする。
 - i .認定学校薬剤師証（再交付）：500円
- (2) 手数料は、兵庫県薬剤師会に納入するものとする。

附 則 本実施要領は、令和6年4月1日より施行する